

- (1) 国に対して人間らしい生活の保障を要求する権利を〔① 権〕という。その中でも基本となるのが「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である〔② 権〕である。他にも「能力に応じて、ひとしく〔③ 〕を受ける権利」や、「国民が労働の機会を提供するように国に要求する」〔④ の権利〕などがある。この権利を守るため3つの権利が保障されている。労働者が自主的に労働組合をつくったり加入したりできる権利である〔⑤ 権〕。労働組合が労働条件改善のために交渉する権利である〔⑥ 権〕。団体交渉がうまくいかないときに、ストライキなどを行うことができる権利である〔⑦ 権〕である。これら3つを合わせて〔⑧ 権〕という。
- (2) 国民が政治に参加する権利を〔① 権〕という。第15条では、国会議員のような代表者などを選出する権利である〔② 権〕、選挙に立候補できる権利である〔③ 権〕が保障されている。また第79条では、最高裁判所裁判官に対して国民が投票して審査できる権利である〔④ 〕が保障されている。第96条では、憲法改正に対して国民が賛成・反対の投票できる権利である〔⑤ 〕が保障されている。
- (3) 新しい人権として、自分の生き方や生活について自由に決定する権利である〔① 権〕がある。例として医療現場で、患者が医師から十分に説明を受けたうえで治療方針に同意することを〔② 〕などがある。他の新しい人権としては、個人の私的な生活をほかの人に勝手に公開されない権利である〔③ の権利〕がある。2003年には〔④ 法〕が制定された。さらに、国や地方公共団体に情報の公開を求めることができる〔⑤ 権利〕や、国民が公害から身を守り、健康で快適な生活を送ることができる環境を求める権利である〔⑥ 権〕がある。
- (4) 日本国憲法では、社会全体の利益とぶつかるときに調整するための原理である〔① 〕に反しない限り、基本的人権が認められている。また国民の義務についても定めている。三大義務は〔② 〕、〔 〕、〔 〕である。

(1)①	(1)②	(1)③
(1)④	(1)⑤	(1)⑥
(1)⑦	(1)⑧	(2)①
(2)②	(2)③	(2)④
(2)⑤	(3)①	(3)②
(3)③	(3)④	(3)⑤
(3)⑥	(4)①	
(4)②		